

令和 7 年 4 月にお子さんが小学校に入学予定の保護者のみなさま



## 就学援助制度による 新入学学用品費の入学前支給のご案内

焼津市では、令和 7 年 4 月に焼津市内の小学校に入学するお子さんがいる保護者で就学援助制度の支給要件に該当する方を対象に、就学援助費のうち新入学学用品費（入学準備に必要な費用）を、入学前の 2 月に支給します。詳しくは以下のとおりとなります。

### 就学援助制度とは

経済的な理由でお子さんを小・中学校に就学させるための費用にお困りの家庭を対象に、学用品費や学校給食費などの一部または全額を援助する制度です。

### 新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

次の（１）～（４）の要件にすべて該当する方が対象となります。

- （１）生活保護世帯に準ずる程度に経済的にお困りで、市が定める就学援助の認定基準に該当すること ＊申請いただいた方について、該当するかどうかを教育委員会が審査します。

#### <就学援助の主な認定基準>

- ・同居の家族（※）全員が非課税（地方税法に基づく市町村民税）の場合
- ・同居の家族（※）全員の合計所得（社会保険料等を控除後の額）が生活保護基準額の 1.5 倍未満の場合 など

※住民票上の世帯が分かれていても、同住居に住んでいれば「同居の家族」に含みます。また、単身赴任中などの理由で、同住居に住んでいなくても、その世帯の生計を維持している人は「同居の家族」に含みます。

- （２）令和 7 年 2 月 1 日現在で焼津市内に居住していること（入学前に市外転出する方を除く）
- （３）お子さんが令和 7 年 4 月に焼津市内の小学校に入学予定であること
- （４）入学前支給の申請期間（下記「申請場所・申請期間」参照）中に申請書類を提出すること
- 経済的に困っている理由として、住宅ローンなどの債務の返済は考慮できません。
  - 新入学学用品費の入学前支給を受けたあとに、支給要件に該当しなくなった場合は、支給額を返還していただくことになります。市外転出や、同居家族の状況の変化などの可能性がある場合は、申請前に教育総務課までご相談ください。

### 申請場所・申請期間

申請場所：入学予定の小学校（事務室）

申請期間：令和 7 年 1 月 6 日（月）～令和 7 年 1 月 24 日（金）

＊事前の説明事項がありますので、申請前にまず、小学校事務室へお問い合わせください。

## 申請のしかた

次の①・②を記入し、①～⑤を持参して、小学校事務室にて申請してください。（事前の説明事項がありますので、**申請前に小学校事務室へお問い合わせください。**）

①就学援助認定申請書【新入学学用品費】（小学校事務室で受け取ってください）

②口座振込依頼書（同上）

※学校諸会費の引き落とし用口座として登録予定の口座にしてください。

③印鑑

④同居の家族全員の個人番号（マイナンバー）を確認できるもの（次の（ア）、（イ）のいずれか）

（ア）個人番号カード（マイナンバーカード）

（イ）個人番号が記載された住民票の写し

⑤申請者（保護者）の氏名及び生年月日又は住所を確認できる、公的機関が発行した書類（次の（ウ）～（オ）のいずれか）

（ウ）個人番号カード（マイナンバーカード）

（エ）写真入りの書類（運転免許証、パスポート等）を 1 種類

（オ）写真なしの書類（公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書等）を 2 種類

※審査上の必要により、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

◆この申請は、就学援助費のうち新入学学用品費を入学前に受け取るためのものです。  
入学後の令和 7 年度分の就学援助費の支給を受けるためには、別途申請が必要です。

## 支給額・支給日等

支給額：57,060 円（一人につき）

支給日：令和 7 年 2 月 20 日（木）（予定）

支給方法：申請者の指定した口座（学校諸会費の登録予定口座）に、入学予定の学校から振込みます。

## 注意事項

- 新入学学用品費の入学前支給を受けなかった場合でも、入学直後の令和 7 年 4 月中に就学援助を申請し、認定された場合には、令和 7 年 5 月末に新入学学用品費を支給します。
- 生活保護受給中の方には、就学援助費ではなく保護費として支給されますので、市地域福祉課の担当者にお尋ねください。

## 焼津市就学援助制度についてのお問い合わせは

お子さんが入学予定の小学校

または焼津市教育委員会教育総務課（電話：054-625-8156）までお問い合わせください。